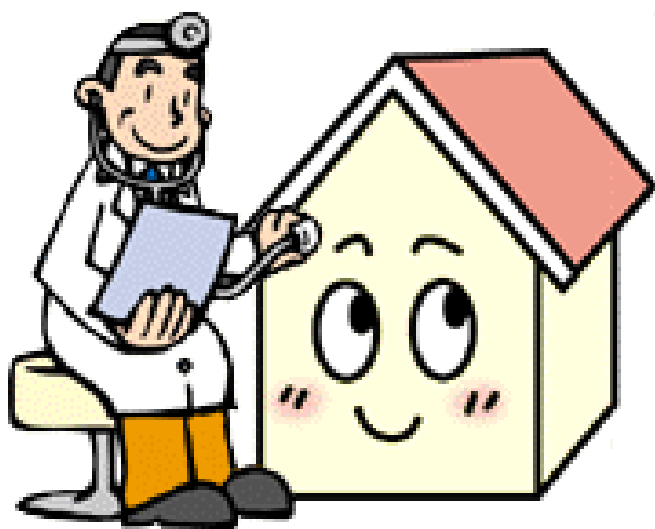


# 市川市耐震診断助成制度 のご案内

令和3年4月

## 木造住宅



★お問合せ先

市川市

街づくり部 建築指導課

電話 047-712-6337

## ★1 『市川市耐震診断助成制度』の概要

この制度は、市民の皆さんが所有し、かつ居住する木造戸建住宅（下記の補助対象建築物）について、原則として市に登録した木造住宅耐震診断士による耐震診断を実施した場合に、診断費用の一部を市が助成することにより耐震改修の促進を図り、もって、安全で災害に強いまちづくりの実現に寄与することを目的としています。

申請受付期間：12月17日まで

ただし、申請総額が予算枠を超えた時点で受付終了となることがあります。

なお、耐震診断に先立って、市への補助金交付申請が必要となりますので、ご注意ください。  
(交付決定後に契約し、診断に着手して下さい。事前に契約した場合は、補助できません。)

## ★2 補助対象建築物となる木造住宅

次のすべてに該当するもの

- ア 市内に現に存する建築物であること。
- イ 人の居住の用に供する建築物であること。
- ウ 主要構造部（柱、床、梁等）が木材であること。
- エ 在来工法（土台、柱、梁等を用いて組み立てられる工法をいう。）により建築されたものであること。（桝組壁工法、丸太組及びスキップフロアーのあるものは除く。）
- オ 昭和56年5月31日以前に着工された建築物であること。
- カ 一戸建ての建築物又は併用住宅（当該併用住宅の延べ面積に対し、居住の用に供する部分の延べ床面積の占める割合が2分の1を超えるものに限る。）であること。
- キ 他の者に賃貸しているものでないこと。
- ク 地上階数が2以下であること。
- ケ 過去に当該補助を受けた建築物でないこと。
- コ 「誰でもできるわが家の耐震診断（パンフレット）」（国土交通省住宅局監修及び一般財団法人日本建築防災協会編集）による評点の合計が9点以下であること。

## ★3 木造住宅耐震診断士

補助金交付の対象となる耐震診断は、原則として市に登録した木造住宅耐震診断士が実施するものに限り、木造住宅耐震診断士は、皆さん（市民）が「木造住宅耐震診断士名簿」より選定します。この名簿は市役所建築指導課の窓口やホームページでご覧いただけます。

#### ★4 耐震診断の内容

木造住宅耐震診断士が『木造住宅の耐震診断と補強方法』（国土交通省住宅局建築指導課が監修し、一般財団法人日本建築防災協会が発行した図書をいう。）により行う精密診断です。

#### ★5 補助金の額

耐震診断に要する費用のうち、木造住宅耐震診断士に支払った額に3分の2を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする）。ただし、80,000円を限度とする。

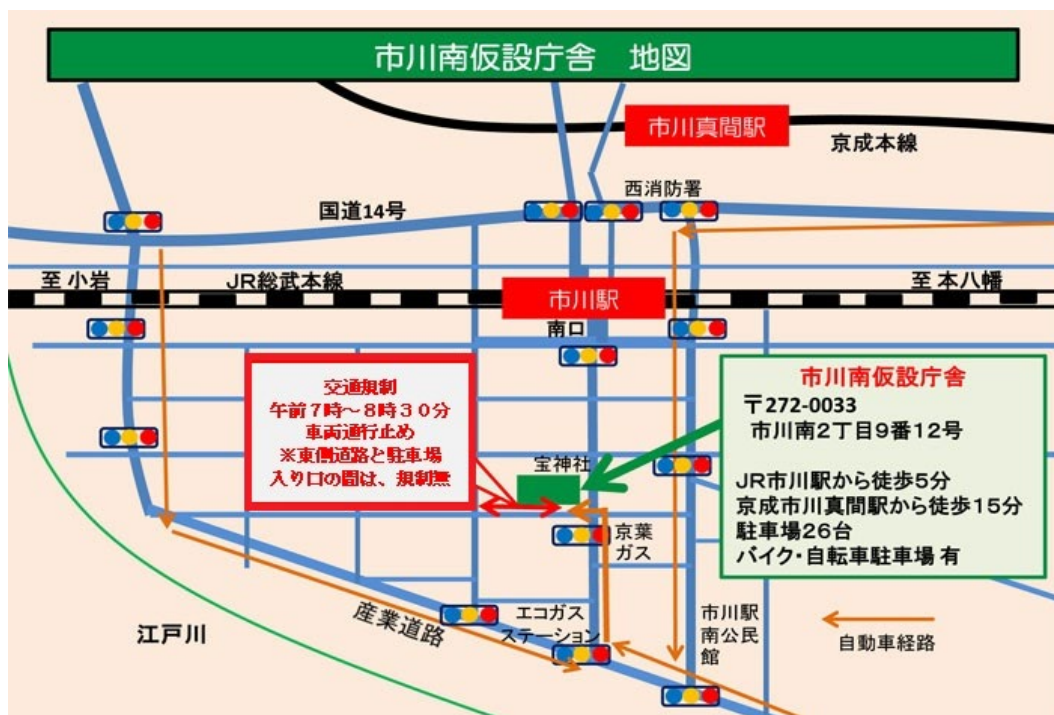
#### ★6 手続きの流れ

次ページの「手続きの流れ」をご覧ください。なお、詳しい内容は市役所建築指導課へお問合せ下さい。

#### ★7 お問い合わせ先

市川市 街づくり部 建築指導課

場所 市川南仮設庁舎



電話 047-712-6337

この制度の詳しい内容は、市建築指導課のホームページでご覧いただけますのでご活用下さい。

ホームページ <http://www.city.ichikawa.lg.jp/cit06/>

ホーム > 暮らしの情報 > 住宅 > 補助・助成 > 建築物の耐震診断・改修工事の助成に関して

# ● 手続きの流れ（木造住宅） ●

